平成18年4月から

児童手当の支給対象が 小学校6年生終了まで拡大

平成18年4月1日から児童手当法が改正され、支給対象児童の年齢が 小学校3年生修了までから小学校6年生修了までに拡大されました。 また、従来の所得制限限度額(下図参照)も引き上げられました。



4月末に対象児童のおられる世帯に案内を送付 していますが、まだ認定請求のお済みでない方は9 月30日までに提出してください。

また、公務員・団体職員(郵政公社・独立行政法人を 除く)の方は勤務先で手続きをしてください。

なお、9月30日受付分までは法施行の4月まで さかのぼって手当が支給されますが、10月以降 の受付の場合は請求月の翌月分からの支給にな りますので、必ず期限内に提出してください。

現況届も忘れずに

現在、児童手当を受給されている方は、6月中 に「現況届」を提出してください。

手続きの案内を6月1日付で送付しています。 この届出は、6月1日現在の養育状況や所得状況 などを確認し、引き続き手当を支給できるかど うかを確認するためのものです。この届出をし ないと6月分以降の手当が支給できませんので、

必ず6月中に提出してください。

公務員·団体職員(郵政公社·独立行政法人 を除く)の方は勤務先で手続きをしてください。

現況届の手続きに必要なもの

- ●現況届(支所にも備え付けています)
- ●年金加入証明書 (国民年金加入者は不要)
- ●平成18年1月2日以降に本市に転入された方は、 平成18年度所得証明書(児童手当用)

平成18年1月1日現在の住所地の市町村で、 発行を受けてください。市町村によって発 行開始日が異なりますので、いつから発行 できるのか、確認してください。

※そのほか必要に応じて書類を提出していただ く場合がありますので、印鑑をお持ちください。

児童手当 所得制限限度額表

(単位:万円)

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460. 0	532. 0
1人	498. 0	570. 0
2人	536. 0	608. 0
3人	574. 0	646. 0
4人	612. 0	684. 0
5人	650. 0	722. 0

※ 以降、扶養が1人増えるごとに限度額が38万円増

※ 老人扶養親族が1人につき限度額が6万円増

問い合わせ

児童福祉課 **2** 65 - 0705 FAX 63 - 4085